

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	関連事業の許可の取消し	
根 拠 法 令 名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項)第29条第1項
基 準 法 令 名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項)第27条第2項
所 管 部 署	産業観光部公設地方卸売市場	
<p>【処分基準】 ・文書の名称【 関連事業許可要領 】</p> <p>・掲載図書等【 大津市公設地方卸売市場業務取扱要領 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>関連事業の許可の取消しは、大津市公設地方卸売市場条例第27条第2項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又は関連事業を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときに該当することを基準とする</p> <p>なお、「関連事業を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき」とは、次の事項に該当しなくなった場合をいう。</p> <p>(1) 事業を行うに必要な資力、信用及び経験を有し、低廉にして安定した業務の提供が行える者</p> <p>(2) 資産の内容が良好であり、かつ相当額の運転資金が確保できること。</p> <p>(3) 税（法人の場合は法人市町村民税、個人の場合は市町村民税）を滞納していないこと。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>(関連事業の許可の取消し)</p> <p>第29条 市長は、関連事業者が第27条第2項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又は関連事業を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、関連事業者が正当な理由がないのに次の各号のいずれかに該当するときは、第27条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) その許可の通知を受けた日から起算して30日以内に保証金を預託しないとき。</p> <p>(2) その許可の通知を受けた日から起算して30日以内に関連事業を開始しないとき。</p>		

(3) 引き続き 30 日以上関連事業を休止したとき。

(4) 関連事業を行わないとき。

[基準法令]

(関連事業の許可)

第 27 条 関連事業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は同項の許可をすることにより関連事業者の数が前条第 2 項において関連事業者の区分ごとに定める最高限度を超えることとなるときは、その許可をしてはならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないもの

(3) 第 29 条又は第 70 条第 4 項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者

(4) 関連事業を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者

(5) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(6) 法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうち第 1 号から第 3 号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。